



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 2 月 4 日 (木曜日) 第 177 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… ( “ ) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定解除…………… ( “ ) 1	
公 告	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1	
○道路の供用の開始 …………… (道路保全課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○都市計画の変更図書の写真の縦覧…………… (都市計画課) 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
高城薬局	都城市高城町穂満坊32 15番地2	令和3年1月12日

### 宮崎県告示第92号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	廃止年月日
日高 奈美子 (なないろ☆はり きゅう治療室)	東諸県郡国富町大字木 脇2865番地9	令和2年12月21日

### 宮崎県告示第93号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字増尾乙1783、乙1784、乙1784-2、乙1785-1、乙1792、宇屋根ヶ谷乙2019-1、乙2019-2、乙2022、乙2023-1、乙2023-3、乙2024、乙2029-1
  - 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
  - 3 指定実施要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第94号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る民有林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字伊ノ川内4221-6・4221-7・4221-77・字戸屋ノ尾8774-4(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 解除の理由 風力発電施設用地とするため
  - (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第95号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木6039-1(次の図に示す部分に限る。)、6007、6034-2、6034-4、6034-5、6039-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字木浦木6007・6039-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月4日から同年同月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市大王町1041番1地先から同市中町2587番2地先まで	令和3年2月4日

宮崎県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	照明院-2 -新①	I-1-0032-新①	急傾斜地の崩壊
	久保土-1	I-1-3084	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸塚村	八重の平川	09-429-1-007	土石流
	大岩谷谷川	09-429-2-009	土石流
	大椎谷川	09-429-2-013	土石流
	木ヶ倉川	09-429-1-021	土石流
	小払川	09-429-1-022	土石流
	小布所川1	09-429-1-025	土石流
	小布所川	09-429-1-026	土石流
	コノ谷川	09-429-2-024	土石流
	猿渡谷川	09-429-2-003	土石流
	八重の平	I-1-1387	急傾斜地の崩壊
	大岩屋	II-1-1386	急傾斜地の崩壊
	大岩屋-新①	II-1-1386-新①	急傾斜地の崩壊
	大椎-1	II-1-7106	急傾斜地の崩壊
	大椎-2	II-1-7109	急傾斜地の崩壊
大椎-3	II-1-7110	急傾斜地の崩壊	

小 布 所	I-1-1342	急傾斜地の崩壊	猿渡-新①	I-1-1378-新①	急傾斜地の崩壊
梅 の 木	I-1-1348	急傾斜地の崩壊	宮 の 本	I-1-1383	急傾斜地の崩壊
松 原	I-1-1349	急傾斜地の崩壊	穂白尾-1	I-1-3523	急傾斜地の崩壊
佐 礼	I-1-1351	急傾斜地の崩壊	穂 白 尾	II-1-1376	急傾斜地の崩壊
小 払	I-1-1353	急傾斜地の崩壊	奥 畑	II-1-1379	急傾斜地の崩壊
木 ャ 倉	I-1-1354	急傾斜地の崩壊	奥畑-新①	II-1-1379-新①	急傾斜地の崩壊
釜 の 前	I-1-1369	急傾斜地の崩壊	市の川内-3-新①	II-1-7105-新①	急傾斜地の崩壊
穂白尾-2	I-1-3524	急傾斜地の崩壊	谷	II-1-7126	急傾斜地の崩壊
上 合 鴨	I-1-3525	急傾斜地の崩壊	白 木 尾	II-1-7128	急傾斜地の崩壊
古川-1	I-1-3532	急傾斜地の崩壊	山 瀬	II-1-7129	急傾斜地の崩壊
中の又-1	I-1-3533	急傾斜地の崩壊	長谷-新①	II-1-7134-新①	急傾斜地の崩壊
中 の 又	II-1-1350	急傾斜地の崩壊	穂白尾-3	II-1-7146	急傾斜地の崩壊
中 尾	II-1-1352	急傾斜地の崩壊			
下 合 鴨	II-1-7147	急傾斜地の崩壊			
佐 礼 1	II-1-7163	急傾斜地の崩壊			
恵 菜 幾	II-1-7164	急傾斜地の崩壊			
恵菜幾-新①	II-1-7164-新①	急傾斜地の崩壊			
滝の下-2	II-1-7169	急傾斜地の崩壊			
コノ-1	II-1-7171	急傾斜地の崩壊			
古川-2	II-1-7173	急傾斜地の崩壊			
蔵 平	II-1-7174	急傾斜地の崩壊			
内 の 口	II-1-7177	急傾斜地の崩壊			
内の口-新①	II-1-7177-新①	急傾斜地の崩壊			
野 々 崎	II-1-7182	急傾斜地の崩壊			
藤 木 - 2	II-1-7184	急傾斜地の崩壊			
鳥の巣-2	II-2-0410	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	田上-1-新③	01-301-2-001-新③	土 石 流
	照明院-2-新①	I-1-0032-新①	急傾斜地の崩壊
	久保土-1	I-1-3084	急傾斜地の崩壊
	田上-2-新②	II-1-4244-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、紙屋第一土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 松 久 信	小林市野尻町紙屋2532番地 1
理 事	堀之内 文 彦	小林市野尻町紙屋4193番地
理 事	上 原 由 弘	小林市野尻町紙屋2199番地 2
理 事	石 川 文 男	小林市野尻町紙屋2635番地
理 事	佐土原 隆	小林市野尻町紙屋2631番地 5
監 事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋1601番地
監 事	亀 井 光 久	小林市野尻町紙屋4168番地 1

(任期：令和6年4月10日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 松 久 信	小林市野尻町紙屋2532番地 1
理 事	堀之内 文 彦	小林市野尻町紙屋4193番地
理 事	上 原 由 弘	小林市野尻町紙屋2199番地 2
理 事	石 川 文 男	小林市野尻町紙屋2635番地
理 事	佐土原 隆	小林市野尻町紙屋2631番地 5
監 事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋1601番地
監 事	亀 井 光 久	小林市野尻町紙屋4168番地 1

都市計画法(昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

都城市

2 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画公園

6・5・12号 山之口運動公園

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所